

株式会社設立登記 ご相談フォーム

ご依頼者様	
ふりがな	
お名前	
ご住所	
電話番号	TEL : 携帯 :
メールアドレス	@

設立する株式会社の概要 (下記ご記入下さい。未定な箇所は未記入で結構です)	
① 会社名	
② 本店所在地	
③ 目的 (事業の内容)	1.
④ 登記簿にのる順番についてもご指示下さい	2. 3. 4. 5.
⑤ 公告をする方法	官報・新聞・電子公告
⑥ 資本金の額	金 円
⑦ 発行可能株式の総数 (※1)	株
⑧ 設立時の株式数	株
⑨ 株券発行の有無	有 ・ 無
⑩ 決算期	月末
⑪ 株式の譲渡制限 (株式を譲渡するのに会社の承認を要する旨の規定) の設定の有無	有 ・ 無
⇒ 以下、「株式の譲渡制限を設定する場合」のみご記入下さい	
① 株式譲渡の承認機関 (※2)	株主総会・取締役会・代表取締役
② 取締役の任期 (※3) (通常2年・最大10年まで延長可能)	年
③ 監査役の任期 (※3) (通常4年・最大10年まで延長可能)	年
④ 取締役会の設置の有無	有 ・ 無
⇒ 以下、「取締役会を設置しない場合」のみご記入下さい	
⑤-1 代表取締役の選任方法 (※4)	定款・取締役の互選・株主総会 又は 取締役全員が各自代表
⑤-2 監査役の設定の有無	有 ・ 無

発起人（出資者）		
住所氏名・払込金額 *現金以外での出資 が有る場合はお知 らせ下さい	住所 氏名	払い込み金額 円
	住所 氏名	払い込み金額 円
	住所 氏名	払い込み金額 円
	住所 氏名	払い込み金額 円
役員		
取締役の住所氏名・ 代表権の有無 *登記簿にのる名 前の順番について もご指示下さい	住所 氏名	代表権 有・無
	住所 氏名	代表権 有・無
	住所 氏名	代表権 有・無
	住所 氏名	代表権 有・無
監査役の住所氏名	住所 氏名	

設立のご希望日 (土日祝日は設立できません)	平成 年 月 日
登記完了後の会社の謄本の必要通数	通
登記完了後の印鑑証明書の必要通数	通
その他ご相談されたいことがありましたらご記入下さい。	

以上2枚をファックス 又は メールして下さい。

送り先： かおる司法書士事務所 FAX 03-6826-0899

Mail kaoru@kaoru-legal.com

設立相談フォーム中の※印に対応した説明となっておりますのでご参照下さい。

- ※ 1 発行済株式総数以上であれば何株でも定めることが可能です。同数の場合、今後、発行済株式数を増やす場合に発行可能株式総数の変更の登記が必要になってしまいますので、念のため数を大目に設定されることをお勧めいたします（例えば発行済株式総数の4倍など）。
- ※ 2 株式の譲渡について、従来の取締役会だけでなく、株主総会、代表取締役が承認する旨の規定、株主間の譲渡については承認があったものとみなす旨の規定などが設定できます。

例：当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

 - ② 前項の承認機関は代表取締役とする。
 - ③ 株主間の譲渡については承認があったものとみなす。
- ※ 3 役員の任期を10年とした場合、登記は10年に1度しかする必要がなくなりますが、10年の管理が難しい、他の役員の方を任期の途中で解任する場合には、その方から損害賠償請求を起こされる恐れがありますので、慎重にご検討なさってください。
- ※ 4 代表取締役の選任方法には、①定款で直接指名するか、定款に選任方法を定める（②取締役の互選または③株主総会決議）形になります。定めない場合、取締役全員が代表取締役となります。

■ 株式会社設立登記に必要な書類

ご用意いただく書類は下記になります。

ご捺印頂く書類を当方にて作成するため、**印鑑証明書については取得後にファックスをしてください。**

1. 出資者・役員全員の印鑑証明書（設立予定日3ヶ月以内のもの） 各1通
（出資者と役員が同じ方の場合、併せて1通で結構です）
 2. 会社代表者の身分証のコピー（運転免許証、保険証等）
 3. 出資金を振り込まれた通帳のコピー
コピーが必要なページは下記になります。
ご来所頂く場合は、通帳をお持ちいただければ、当方にてコピー致します
- ① 表紙
 - ② 表紙の裏の口座名義人・口座番号等が記載されているページ
 - ③ 振込みの記載されたページ

また、当方の作成した書類にご捺印頂きますので下記印鑑をご用意下さい。

1. 出資者・役員全員のご実印
2. 会社代表印

■ 株式会社設立登記の手続の流れ

(1) ご相談・ご依頼

お電話またはメールフォームから、ご相談を受け付けています。まずはご相談下さい。
「設立登記相談フォーム」をプリントアウトの上ご記入頂き、ファックスまたはメールをして頂くと、より具体的なご相談が承れます（ご不明な部分は未記入で結構です）。

お電話 03-3306-6753 ファックス 03-6826-0899
Mail kaoru@kaoru-legai.com



(2) 正式なご依頼・受任

ご依頼を頂かなかった場合は、ここまでの費用はかかりません。
商号や資本金、役員構成等、定款作成や設立登記に必要な事項をご相談のうえ決めて行きます。



(3) 類似商号の調査

同一本店に同一商号の会社は設立できませんので、当方にて、類似商号の調査をします。
また、会社法上類似商号禁止の規定は無くなりましたが、不正競争防止法の観点からお近くに同様の会社がある場合にはご連絡致します。



(4) 会社代表印の作成・資本金の振込み

登記に必要な書類（別紙ご参照下さい）、会社代表印等をご準備下さい。
資本金を金融機関の発起人（出資者）の口座へお振込み下さい。



(5) 登記必要書類のお預かり

登記に必要な書類をお預かりし、また、当方が作成した書類にご捺印を頂きます。
（郵送でのやりとりも可能です）



(6) 定款認証

当方にて定款認証の手続を致します。以降、定款の内容の変更はできません。



(7) 登記費用のお支払い

登記費用をお振込み下さい。



(8) 登記申請（＝会社設立日）

登記の申請した日が会社の設立日となります。



(9) 登記完了

登記申請から約1週間で登記が完了します。会社の謄本や印鑑証明書が取得できるのは登記が完了してからです。



(10) 書類のご返却

司法書士が内容を確認した上で登記事項証明書（謄本）・印鑑証明書等をご返却致します。